

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和3年7月9日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時47分 散会

付託事件

- (1) 令和3年陳情第3号, 令和3年陳情第4号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- ② 令和3年陳情第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情

(2) 各課の事務分掌及び令和3年度主要事務事業の概要について

(3) 報告事項

- ① 令和3年度水戸市戦没者追悼式について (福祉総務課)
- ② 水戸市子育て支援・多世代交流センター指定管理者の公募について (子ども課)
- ③ 「令和3年水戸市成人の日式典 in Autumn」の開催について (生涯学習課)

(4) その他

2 出席委員（7名）

委員 長	木 本 信 太 郎 君	副 委 員 長	森 正 慶 君
委 員	萩 谷 慎 一 君	委 員	土 田 記 代 美 君
委 員	黒 木 勇 君	委 員	袴 塚 孝 雄 君
委 員	田 口 米 蔵 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志 君		
福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	横 須 賀 好 洋 君	福 祉 部 副 部 長 兼 福 祉 事 務 所 副 所 長	田 中 誠 一 君
福 祉 事 務 所 参 事 兼 子 ども 課 長	柴 崎 佳 子 君	福 祉 事 務 所 参 事 兼 福 祉 指 導 課 長	大 久 保 克 哉 君
福 祉 総 務 課 長	堀 江 博 之 君	生 活 福 祉 課 長	櫻 井 学 君
障 害 福 祉 課 長	平 澤 健 一 君	高 齢 福 祉 課 長	小 林 か お り 君

介護保険課長	荻 沼	学 君		
保健医療部長	大曾根	明子 君	保健医療部長 副部長	小林 秀一郎 君
保健所長	土井	幹雄 君	保健所技監兼 保健衛生課長	前田 亨 君
保健総務課長	三宅	陽子 君	地域保健課長	野口 奈津子 君
保健予防課長	大 関	要之 君	国保年金課長	関 根 豊 君
教 育 長	志 田	晴美 君	教 育 部 長	増 子 孝 伸 君
教育委員会 事務局教育部 参 事	橋	義 孝 君	教育委員会 事務局教育部 参 事	菊 池 浩 康 君
教育委員会 事務局教育部 参 事 兼 教育企画課長	三 宅	修 君	総合教育研究 所 課長	春 原 孝 政 君
学校管理課長	細 谷	康之 君	学校保健給食 課 課長	小 川 佐 栄 子 君
幼児教育課長	松 本	崇 君	学校施設課長	和 田 英 嗣 君
生涯学習課長	湯 澤	康 一 君	歴 史 文 化 財 課 課長	小 川 邦 明 君
放 課 後 児 童 課 課長	大 和	敦 子 君	中央図書館長	林 栄 一 君
教育研究課長	野 澤	昌 永 君		
6 事務局職員出席者				
法制調査係長	富 岡	淳 君	書 記	堀 江 良 君

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され継続審査となっております、令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情及び令和3年陳情第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情については、本日のところは継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で陳情審査を終了いたします。

次に、各課の事務分掌及び令和3年度主要事務事業の概要について、執行部から説明願います。

なお、本日は案件が多く、また時間も限られておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、福祉部から順次お願いいたします。

横須賀福祉部長兼福祉事務所長。

○横須賀福祉部長兼福祉事務所長 おはようございます。

福祉部の事務分掌及び令和3年度主要事務事業の概要について御説明いたします。

福祉部提出資料の1ページをお開き願います。

福祉部の事務分掌につきましては、1ページから4ページに記載のとおりでございます。

組織体制につきましては、部全体で7課1室26係、職員定数169名の体制で事務執行に当たっております。

それでは、主要事務事業の概要につきまして、各所管の課長から説明いたします。

○堀江福祉総務課長 それでは、5ページを御覧願います。

福祉総務課の令和3年度主要事務事業の概要について、主なものを御説明させていただきます。

初めに、1の地域福祉の推進につきましては、水戸市地域福祉計画（第3次）に基づく施策をはじめ、関係団体の助成など関係団体等と連携しながら、地域福祉の推進を図ってまいります。

次に、3の民生委員活動につきましては、民生委員法に基づく欠員補充等の委嘱に関する事務のほか、民生委員活動が円滑に行われるよう支援するものでございます。

また、令和4年度には、3年に一度の委員の一斉改選がございますので、そちらに向けまして、水戸市民生委員児童委員連合協議会と連携しながら進めてまいります。

次に、5の災害時要配慮者への支援につきましては、要配慮者新規対象者へ避難行動要支援者名簿への登録案内と、災害時の安心安全行動マニュアルを配布し、日頃から災害に備えるなど、関係課と連携しながら災害に強いまちづくりを進めてまいります。

説明は以上でございます。

○櫻井生活福祉課長 続きまして、6ページをお願いいたします。

生活福祉課の令和3年度主要事務事業の概要について御説明いたします。

初めに、生活保護事業でございます。これは生活困窮者に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するものでございます。

次に、生活困窮者自立支援事業でございます。これは、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する支援を行うものでございます。現在、自立支援相談事業のほか、住居確保給付金の支給、子どもに対する学習・生活支援事業の3事業を実施しております。

次に、中国残留邦人等支援事業でございます。これは、中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者に対して、生活費や住宅費等の支援給付を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○平澤障害福祉課長 続きまして、7ページを御覧いただきたいと存じます。

障害福祉課の令和3年度主要事務事業の概要につきまして御説明を申し上げます。

初めに、1の障害者自立支援給付事業と2の障害者地域生活支援事業につきましては、障害者総合支援法に基づき、障害者に対して福祉サービスを提供するものでございます。

次に、3の障害児福祉事業につきましては、児童福祉法に基づき、障害児に対して障害福祉サービスを提供するものでございます。

次に、4の障害福祉施設の管理運営につきましては、指定管理者制度に基づき、11の施設の管理運営を3法人に委託しているものでございます。

次に、5の子ども発達支援センター運営事業につきましては、発達に心配のある18歳までの児童及びその保護者に対して、グループ領域や個別の言語指導、障害福祉サービスの相談・申請事務等を行い、お子様の発達を支援するものでございます。なお、今年度から療育指導教室を福祉部所管といたしまして、市内4か所で実施をいたしております。

説明は以上でございます。

○小林高齢福祉課長 続きまして、資料8ページをお開きください。

高齢福祉課の主要事務事業につきまして御説明いたします。

1、高齢者福祉対策事業につきましては、在宅見守り安心システムや、通院等支援サービスなど援護を必要とする在宅高齢者の生活を支援する事業と、高齢者クラブや各地区での敬老会開催団体への助成など、生きがい対策の事業を実施しております。

次に、2、高齢者福祉施設関係事業でございます。市内に7か所ございます老人福祉センター、施設名称はいきいき交流センターでございますが、こちら及び開江にございます養護老人ホームにつきまして、管理運営を行っております。

次に、3、（仮称）西部いきいき交流センター整備事業でございます。河和田3丁目の旧河和田保育所跡地を選定し、令和3年度から令和5年度までの継続事業として建設工事を行い、令和5年度中の供用開始を目指しております。

次に、地域支援事業につきましては、1つ目の介護予防・生活支援サービス事業としまして、要支援者等

を対象に介護予防教室を実施するなど、そのほかにも買物支援などを行っておりますボランティア団体への活動補助を行っております。

2つ目の一般介護予防事業につきましては、要介護認定を受けている、受けていないにかかわらず、全ての高齢者を対象に元気アップ・ステップ運動教室などを実施することによって、介護予防の知識を普及啓発するものでございます。

3つ目の包括的支援事業につきましては、基幹型1か所と日常生活圏域ごとに8か所の高齢者支援センターを設置運営。また、医療機関と介護事業所の連携推進や認知症総合支援事業などを実施するものでございます。

4の任意事業としまして、高齢者に紙おむつなどを支給する家族介護用品の給付事業や認知症サポーターの養成講座などを開催する事業を実施してまいります。

以上でございます。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 続きまして、9ページを御覧願います。

子ども課の主要事務事業の概要について御説明いたします。

1の子ども・子育て支援事業につきましては、令和2年度を初年度とする第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、各事業の充実を図るものでございます。子ども課所管の主な事業として、地域子育て支援拠点事業ほか、記載の事業を実施しております。

2の子育て支援・多世代交流センターの運営につきましては、本市の子育て支援と多世代交流を推進するための拠点施設である大町の「わんぱーく・みと」及び本町の「はみんぐぱーく・みと」を公益財団法人水戸市シルバー人材センターを指定管理者として管理運営しております。

3の児童手当支給事業及び4の児童扶養手当支給事業につきましては、子育て世帯や独り親世帯等の経済的負担軽減により、児童の健全な育成を図るため、児童を養育する保護者等に法に基づき手当を支給しております。

5の女性・DV相談事業及び6の家庭児童相談事業につきましては、子ども課相談係にケースワーカー、女性相談員、家庭児童相談員及び心理担当支援員などの専門職員を配置しまして、女性が抱える諸問題や子どもの養育に関する相談指導のほか、DV防止、児童虐待防止に向けた啓発等を一体的に行っております。

説明は以上です。

○大久保福祉事務所参事兼福祉指導課長 続きまして、10ページの福祉指導課、主要事務事業の概要につきまして御説明をいたします。

社会福祉法人、社会福祉施設等に対する指導監査事務につきましては、法令及び条例の規定に基づきまして、施設基準、事業内容、運営状況等について検査し、実地的指導のほか、必要な措置を行うものでございます。

本年度は、本市が所管いたします35法人の管理監督及び13の指導監査に加えまして、社会福祉施設、障害福祉サービス事業者、介護サービス事業者、認可外保育施設等に対する指導監査及び立入調査につきまして、定められた周期の中で毎年度計画的に実施をしていくものでございます。

説明は以上でございます。

○荻沼介護保険課長 引き続きまして、11ページをお願いいたします。

介護保険課の主要事務事業について御説明いたします。

まず、1番の介護保険事業につきましては、特別会計でございます介護保険会計により措置するものでございます。

まず、歳入の主なものとしましては、保険者である水戸市に徴収権がございます65歳以上の第1号被保険者の介護保険料としまして、本年度7万2,535人を見込んでございます。

歳出につきましては、そちらの1号被保険者の保険料の賦課徴収事務がございます。

次に、要介護認定事務としまして、認定調査、主治医意見書の徴取や認定審査会の運営と、今年度は1万2,000人を見込んでございます。

次の保険給付費につきましては、御覧のとおり内訳が書いてございます、総額約228億円、そのような形になっております。また、介護サービス相談員派遣事業としましては、介護サービス相談員による施設及び居宅への訪問活動を実施してまいります。また、介護給付費適正化事業としまして、ケアプラン点検や介護給付費の交付などを行ってまいります。

2の社会福祉法人等軽減措置につきましては、一般会計により措置するものでございまして、低所得者の利用者負担軽減につきましては、介護保険法の枠外の軽減措置として実施させていただいております。

介護保険課からは以上でございます。

○木本委員長 続いてお願いいたします。

○大曾根保健医療部長 よろしくお願いいたします。

それでは、保健医療部提出資料の1ページをお開き願います。

保健医療部の事務分掌につきましては、1ページから3ページに記載のとおりでございます。また、組織体制につきましては、5課3室17係4施設、職員定数142名の体制で事務執行に当たっております。

それでは、主要事務事業の概要につきましては、各所管の課長より御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○三宅保健総務課長 それでは、資料4ページを御覧願います。

保健総務課の主要事務事業につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、1の休日夜間緊急診療事業につきましては、保健所内に設置しております水戸市休日夜間緊急診療所の運営でございます。

休日診療は、日曜、祝日、年末年始、夜間診療は毎日、水戸市医師会等の御協力により開設をしております。

2の保健衛生統計事業につきましては、厚生労働省からの委託によりまして、国民生活基礎調査など保健衛生に係る基礎資料を得るための調査を行うものでございます。

3の医事・薬事事業につきましては、安心して医療機関等を御利用いただけますよう、診療所などの医療機関や薬局など医薬品を販売する施設等の許認可及び立入検査等によりまして、監視指導を行うものでございます。

4の地域医療事業につきましては、地域の安定的な医療供給体制確保のため、医師確保策といたしまして、

医師修学資金貸与や公的病院等への運営補助を実施するほか、産婦人科医や看護師等確保事業など定住自立圏事業を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○前田保健所技監兼保健衛生課長 続いて、保健衛生課の主要事務事業の概要について御説明いたします。

資料の5ページをお開きください。

初めに、1の環境衛生事業でございますが、生活衛生に関係いたします法律の中で、理容師法や美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法のいわゆる生活衛生営業六法を所管いたしまして、それぞれの法律に基づく届出や許可等の事務のほか、相当程度の規模を有して不特定多数の者が利用する特定建築物の衛生的な措置等を規定する、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務を行っております。

これらを含めまして、生活衛生関係施設としまして、合計約1,500施設に対する監視指導を計画的に実施しております。また、レジオネラ症患者の発生時には、直ちに関係する公衆浴場の調査等を実施し、感染拡大防止を図っております。

次に、2の食品衛生事業でございますが、食品衛生法に基づく飲食店をはじめとする営業許可等の事務のほか、営業施設等約5,000施設に対する監視指導を計画に基づき実施するとともに、市内に流通する食品の収去検査を実施しまして、食品の安全性の確保に努めております。また、食中毒等を探知した際には、食品衛生上の危害拡大防止のために必要な措置を講じております。

次に、3の衛生検査事業でございますが、新型コロナウイルスのPCR検査をはじめ、消化器系を中心とした感染症、あるいは食中毒の原因となる病原体のウイルス及び細菌等の検査や、食品添加物、残留農薬検査等の検査、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づきまして、衣類等の繊維製品中のホルムアルデヒドの検査を行います。

また、市内には、牛を食肉にする屠畜場が1か所ございますので、保健所の職員であります獣医師が1頭ごとに検査を実施し、食肉の安全確保を図っております。

次に、4の動物愛護推進事業でございますが、動物の愛護及び管理に関する法律に基づきまして、係留されていない犬の収容や、負傷等した犬、猫を保護するとともに、施設の衛生管理及び適切な健康管理について十分配慮した上で、当該犬、猫の情報を発信しまして、飼い主の元へ戻れるよう努めております。一方、飼い主が判明しない場合も少なくなく、そのため新たな飼い主へ譲渡するための各種の取組を行っております。また、犬及び猫の飼い主に対しまして、不妊去勢手術費用の補助や飼い方、しつけ方教室を開催する等、適正飼養の推進を図っております。

説明は以上でございます。

○野口地域保健課長 ページを返していただきまして、6ページ地域保健課の主要事務事業の概要について御説明いたします。

1の母子保健事業につきましては、母子保健法等に基づき、妊娠、出産、乳幼児の健康づくり等に関わる事業といたしまして、母子手帳の交付や妊産婦健診、乳幼児健診等を実施しております。

次に、2の母子特定医療給付事業につきましては、児童福祉法、母子保健法等に基づき、小児慢性特定疾

病医療費，未熟児養育医療費，不妊・不育治療費の一部を助成するものでございます。

3の健康増進事業につきましては，健康増進法に基づき，健康診査，健康相談など，各種保健事業を実施し，疾病の早期発見，早期治療につなげております。また，楽しく健康づくりに取り組むことを目的とする健康マイレージ事業の実施や，健康づくりガイドブックの配布により，健康意識の啓発を図っております。

4のがん検診事業につきましては，健康増進法に基づき，胃がん，乳がんなど各種がん検診や，がん予防健康教育を実施し，がんの予防及び早期発見の推進を図っております。

5の特定健診等事業につきましては，高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診や高齢者健診を実施するほか，人間ドック補助や国民健康保険データヘルス計画に基づく，糖尿病性腎症重症化予防などの保健事業を実施しております。

説明は以上でございます。

○大図保健予防課長 続きまして，7ページを御覧ください。

保健予防課の主要事務事業の概要について御説明させていただきます。

1の予防接種事業につきましては，予防接種法等に基づきまして，乳幼児，小中学生，高校生，高齢者等を対象に個別接種により予防接種を実施しているものでございます。

2の感染症予防対策事業につきましては，感染症発生動向調査に基づき，医療機関における患者発生状況の把握や病原体の検査を行うとともに，患者等に対する調査及び検査を実施しているものでございます。

3の結核対策事業につきましては，結核患者発生時におきまして，患者や接触者の調査，医療費の公費負担などを行っているものでございます。

4の精神保健支援事業につきましては，精神障害のある方，ひきこもり状態にある方，その家族等に対して支援を行うために，精神科医や臨床心理士による対面相談事業，仲間づくり，情報交換の場の提供などを行っているものでございます。また，自殺対策計画に基づきまして，自殺防止のための相談事業やゲートキーパー養成などを行っているものでございます。

5の新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが，新型コロナウイルス感染症対策としまして，陽性者に対する積極的疫学調査や濃厚接触者に対する検査を実施して，感染拡大防止に努めているものでございます。

6の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては，市民が安全かつ安心して速やかにワクチン接種を受けることができる体制づくりを行うとともに，速やかに接種ができるような接種事業の推進のほうを図っているものでございます。

説明については以上でございます。

○関根国保年金課長 続きまして，8ページを御願います。

国保年金課の主要事務事業につきまして御説明いたします。

初めに，国民年金事業につきましては，国からの法定受託事務として，自営業や農業等を営んでいる方，学生などの第1号被保険者に係る資格の取得や喪失の届出，保険料の免除や年金請求に関する申請書などの受理相談などを行っております。

2の医療福祉事業につきましては，県の補助事業を活用して，妊産婦，子ども等に対して医療費の一部を

助成しております。このうち、子どもの医療費助成につきましては、市単独事業として18歳までの全ての子どもに係る所得制限を撤廃し、入院及び外来に係る助成を行っております。

3の国民健康保険事業につきましては、被用者保険や後期高齢者医療制度に加入していない自営業や農業等を営んでいる方などを対象とする医療保険で、制度改革により平成30年度から都道府県が財政の運営責任主体となりました。市町村が行う主な事業といたしましては、被保険者の資格管理や保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課等でございます。

4の後期高齢者医療につきましては、75歳以上の方などを対象とした医療保険で、茨城県後期高齢者医療広域連合が運営しております。市町村は保険料の徴収、各種届出の受付、保険料の納付書や被保険者証の送付事務などを行っております。

説明は以上でございます。

○増子教育部長 続きまして、教育委員会の事務分掌及び主要事務事業の概要について、お手元に配付してございます教育委員会提出の資料により御説明いたします。

資料の1ページをお開き願います。

教育委員会の事務分掌は、1ページから4ページに記載のとおりでございます。

組織体制は10課1室27係となっており、職員定数335人の体制で事務執行に当たっております。

主要事務事業の概要につきましては、各所管の課長から御説明いたします。

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 それでは、資料5ページをお開き願います。

教育企画課の主要事務事業の概要について御説明いたします。

1の教育事務の点検評価につきましては、教育委員会各課が所管しております事務を対象といたしまして、水戸市教育事務評価専門委員3人の知見を活用し、点検、評価を行うものでございます。現在、令和2年度の点検評価を行っているところでございまして、その結果につきましては、報告書を作成し、議会に報告させていただきますとともに、ホームページで公表してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○細谷学校管理課長 続きまして、資料6ページをお開きください。

学校管理課の主要事務事業の概要について御説明いたします。

初めに、1の就学援助事業につきましては、経済的理由により就学が困難と認められる児童、生徒の保護者に対し、学校給食費や郊外活動費などの学校納付金や、毎日の学習に必要な学用品や通学用品の購入費用などを支給し、就学に必要な援助を行うことにより、教育の機会均等を図るものでございます。

次に、2の学校弁護士相談事業につきましては、教職員の働き方改革の一環として、学校で発生する様々な問題に対し、学校が弁護士に気軽に直接相談できる体制を整備することにより、法的な知識を基盤とした誠実な対応を行い、問題の早期解決につなげ、学校の過度な時間的、精神的な負担の軽減を図るものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○小川学校保健給食課長 続きまして、7ページを御覧いただきたいと思っております。

学校保健給食課の主要事務事業につきまして御説明いたします。

初めに、1の小学校給食調理等業務の民間活力活用の推進につきましては、単独調理校29校のうち、今年度は13校に民間委託を導入しております。今後につきましても、調理員の退職状況等を考慮しながら段階的に拡大を図ってまいります。

次に、2の小学校給食室空調設備設置事業につきましては、衛生環境の充実等を図るため、小学校の給食室に空調設備を設置するものでございます。本年度予算により4校の整備とともに、5校分の実施設計を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○松本幼児教育課長 資料8ページをお開き願います。

幼児教育課の主要事務事業につきまして御説明いたします。

1の民間保育所増改築支援事業でございますが、待機児童の解消策の一つとして、民間事業者に対し、老朽化している既存施設について、定員増を伴う増改築事業を行う場合に整備補助を行うものでございます。

2の保育士等就労支援事業でございますが、保育士確保のため、新卒保育士や保育士資格を持ちながら就労していない潜在保育士の就労を支援する補助金を交付するものでございます。

3の保育所及び小規模保育事業等の運営でございますが、保護者の就労等により、保育の必要な児童を受け入れるための市立保育所の運営費及び民間保育施設の運営費でございます。

説明につきましては以上でございます。

○和田学校施設課長 続きまして、学校施設課の本年度の主要事務事業の概要について御説明いたします。資料9ページをお開きください。

当課の主な事業といたしましては、長寿命化改良事業、校舎増築事業、トイレ洋式化事業の3点でございます。

初めに、1の長寿命化改良事業について御説明いたします。

計画概要といたしましては、近年学校施設におきましては施設の老朽化が喫緊の課題となっておりまして、その対応といたしまして長寿命化改良事業を実施いたします。今年度の実設計といたしましては、石川小学校の設計を実施いたします。

工事につきましては、(1)の吉田小学校の長寿命化改良事業でございますが、令和元年度に第1期の工事が完了しておりまして、現在第2期の工事を進めております。

続きまして、(2)及び(3)の酒門小学校の長寿命化改良事業でございますが、令和2年度から実施しております第1期の工事が今年度完了いたしまして、続けて第2期の工事に着手する予定でございます。

続きまして、(4)の渡里小学校の長寿命化改良事業でございますが、現在、仮設校舎を建設中でございます。完成した後、本校舎の工事に着手する予定でございます。

続きまして、2の校舎増築事業でございます。

計画概要でございますが、近年の児童、生徒の増加により、教室の不足が見込まれる笠原小学校及び吉沢小学校につきまして必要な教室数を確保するため、校舎の増築をするものでございます。

工事につきましては、(1)及び(2)の笠原小学校校舎増築事業でございますが、児童数の増加に伴う教室数を確保するため、建物の配置などを踏まえながら、2棟に分けて校舎を建設しております。

(1)の第1期工事につきましては、令和2年度から工事に着手し、今年度完成する予定でございます。

また、(2)の第2期の工事につきましては、今年度から工事に着手する予定でございます。

また、(3)の吉沢小学校の校舎増築事業でございますが、今年度から工事に着手する予定でございます。

続きまして、3のトイレ洋式化事業について御説明いたします。

計画概要といたしまして、快適な教育環境の実現に向けた取組として、明るく清潔で使いやすい快適なトイレとなるよう、校舎におけるトイレの洋式化を図るものでございます。今年度につきましては、吉沢小学校の実施設計を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

○湯澤生涯学習課長 続きまして、10ページの生涯学習課主要事務事業につきまして御説明いたします。

1、市民センターにおける生涯学習事業の推進につきましては、生涯学習活動の拠点施設であります市内34の市民センターにおいて、一般教養講座や定期講座を開催することで、市民の多様なニーズに応じた学習機会の提供を図っております。また市民センターの職員を対象に、生涯学習に関する職員の力量を高めるための研修を実施するとともに、現代的課題解決に関する学習プログラムの研究開発を行っております。

2、青少年健全育成事業の推進につきましては、地域と一体となって青少年の健やかな成長を促すとともに、社会に参画する青少年を育成するため、少年の主張大会や中学生交流会を開催いたします。また、青少年育成団体等の支援や街頭補導等による青少年の非行防止活動を実施しております。

3、少年自然の家の利用促進につきましては、自然に親しむ機会が少なくなりつつある子どもたちに、地域資源を活用した自然体験活動や、自然素材を使つての創作活動など、魅力的な体験プログラムを提供することで、コロナ禍ではございますが感染症対策を徹底した上で、さらなる利用促進を図ってまいります。また、四季の体験学習やサマーキャンプ、ふたご座流星群観察会など、主催事業の充実を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○小川歴史文化財課長 続きまして、11ページを御覧ください。

歴史文化財課の主要事務事業の概要について御説明いたします。

1の世界遺産登録推進事業につきましては、教育遺産をテーマに足利市、備前市、日田市の4市の広域連携のもと、推進協議会を設け、弘道館、偕楽園等の世界遺産登録を目指すものです。今年度は、世界遺産登録に深い知識を持った先生や、協議会専門委員の先生を招きました世界遺産登録推進フォーラムを開催するなど、郷土愛の醸成、教育観光振興地域ブランド力向上を図ってまいります。

2のヒカリモの保存・活用事業につきましては、備前町の市指定天然記念物のヒカリモ生息地の調査等を行うものです。また、当該地はJR沿線沿いに位置しておりまして、安全性の問題から一般公開できず、観光資源として活用するためには、培養等により誰でも見られる場所で繁殖させていく必要があり、専門家の意見の指導の下、実態解明のための調査等を行うものです。

3の埋蔵文化財発掘調査事業につきましては、遺跡内において民間開発や公共事業等を行う場合において、遺跡に影響を与えることはないかを確認する試掘確認調査を行うとともに、試掘調査によって影響を及ぼすことが確認された場合には、個人住宅においては本発掘調査を実施するものです。

説明は以上でございます。

○大和放課後児童課長 続きまして、12ページを御覧ください。

放課後児童課の主要事務事業の概要について御説明いたします。

初めに、1、開放学級及び放課後子ども教室につきましては、今年度から小学校全校で一体的に民間へ委託し、開放学級の待機児童ゼロの継続に努めております。開放学級では、保護者が日中就労など家庭にいない児童について、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図っております。

また、放課後子ども教室では希望する全ての児童が地域住民の参加を得ながら、多様な体験、活動を行うことで、児童が健やかに育まれる環境づくりを推進しております。

次に、2、民間学童クラブ事業につきましては、事業の目的は開放学級と同じでございますが、社会福祉法人等が運営する20か所の民間学童クラブを助成しているものでございます。

説明は以上でございます。

○林中央図書館長 続きまして、13ページを御覧願います。

中央図書館の主要事務事業の概要について御説明いたします。

1の学校図書館支援事業の推進でございますが、学校図書館支援員が各学校を巡回し、担当教員等と連携しながら、蔵書の整理や環境整備、選書アドバイス、読書相談、授業における学習活動支援等を行っております。また、蔵書管理システムを活用し、貸出し、統計等の蔵書管理業務の効率化を図っております。

2の図書館資料、レファレンスサービスの充実につきましては、郷土・行政資料をはじめとする図書館資料の充実を図るとともに、郷土資料を電子化し、市民に公開してまいります。また、市民の多様な調査研究に資するため、レファレンスサービスの充実を図ってまいります。

3の子どもの読書活動の推進でございますが、水戸市子ども読書活動推進計画（第2次）に基づく事業として、親子で絵本事業、ボランティアとの協働によるお話会、育児コンシェルジュの配置、託児サービスの提供等を実施してまいります。

説明は以上でございます。

○野澤教育研究課長 続きまして、資料14ページを御覧ください。

総合教育研究所の令和3年度主要事務事業について御説明をいたします。

1、チャレンジプランの推進につきましては、学力向上サポーターを全校に配置し、個に応じた学習指導の充実を図っております。また、家庭学習ノートを小学校4年生全員に配布するとともに、中学校二、三年生の希望者を対象に、冬期休業期間中に数学学習相談「SPOT in MITO」を実施するなど、自ら学ぶ意識の醸成を図るものでございます。また、今回導入したタブレットを活用いたしまして、総合学力調査の結果をもとに、AIドリルで個別に学習を進めることで、学力の向上を図ってまいります。

2、グローバルプランの推進につきましては、GIGAスクール構想に基づき整備をいたしましたICT機器を活用し、情報活用能力の育成を図るものでございます。英語指導助手を全校に配置し、オール・イン・イングリッシュ授業等を通して、英会話力の育成を図るものでございます。また次世代エキスパート育成事業を実施し、グローバル社会で活躍できる資質・能力を持つリーダーの育成を図ってまいります。

3、キャリアプランの推進につきましては、郷土への理解と愛情を深める教育を推進するとともに、水戸芸術館との連携による芸術教育や、自然体験活動、職場体験活動を通して、豊かな感性を養うものでござい

ます。

4、ふれあいプランの推進につきましては、水戸市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止や早期発見、早期対応、解消を図るため、相談支援体制の充実を図るとともに、あいさつ運動やいじめ解決フォーラム、SNSに関する講演会の実施により、思いやりの心の育成及び規範意識の醸成を図るものでございます。

5、特別支援教育の充実につきましては、発達障害等を含む障害のある児童、生徒が、障害の状態や発達段階に応じて適切な教育を受けられるよう、特別支援教育支援員の配置を行うとともに、早期からの教育支援の体制の充実に努めるものでございます。

説明は以上でございます。

○木本委員長 以上で説明は終わりました。

それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 令和3年度の概要及び主要事務事業の説明をいただいたんだけど、今回こうやるよというのはよく分かったんだけど、これをやっていて、例えば、これまでやってきた事業の成果なんかがこの文脈からすると全く見えないんです。この辺については、逐次、質問しろということなのか、よく分かりませんが、今年度こういうふうなことをやるよと言って予算も計上されているということは、昨年度の事業に対して評価があって、そして、それが今年度の計画の中でこういう改善ができていよということにつながらないと、実際には難しいのかなというふうに思っています。

例えば、これだけちょっと聞くと、この支援事業の協議会なんかの場合は、どういうシステムが。

○木本委員長 何部の。

○袴塚委員 福祉部の7ページの、例えばちょっといろいろ書いてあるんだけど、1つだけ言えば、障害者自立支援協議会というのがあって、これは協議会の構成員というのはどういう方がやって、どんなふうな活動をしているのかとか。それから、指定管理の状況、相談の件数がどうなのかとか。いろいろ9ページではDV相談で女性相談員なんかを配置したりしてますけれども、これらに対しての実績がどうなのか。いろいろ今までやってきた利用状況が、7か所で福祉センター及び老人ホームの運営管理を行っていますよということなんだけど、これらについての利用状況とか、いろいろ聞きたいことがそれぞれの項目であるんですね。

ですから、できればこれからのことになるのか、これについてはもう今回こういうふうになっていますので結構ですけども、逐次こういうものを出す場合には、できれば昨年を、特に特出するものがあると思うんです。今年度の主要目標ということになれば、それはなぜ主要目標になったかという裏があると思うんです。その辺もあわせて御報告をいただけるようにしてもらおうと、ちょっと資料が増えるかも分かりませんが、我々もそういったものを見ながら、これからの活動に生かしていけるのかなと、こういうふうに思っていますので、ぜひそういったことを今後についてはお取り計らいを願いたいというふうに思います。

○木本委員長 特に答弁等は求めずに。

○袴塚委員 いいですよ。そういうふうな方向性でやっていただければ。あと個々については、それぞれ逐次聞いて、いっぱい書いてあったので、それを聞いてしまうと今日、昼までに終わらないので。

○木本委員長 すみません。昨年度までの実績や評価については、今後の委員会等で改めて詳細を説明していくということによろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、以上で各課の事務分掌及び令和3年度主要事務事業の概要についてを終わりにします。

次に、報告事項の説明を行います。

令和3年度水戸市戦没者追悼式について、執行部から説明を願います。

堀江福祉総務課長。

○堀江福祉総務課長 それでは、令和3年度水戸市戦没者追悼式について、福祉総務課提出資料により御説明させていただきます。

本年度の水戸市戦没者追悼式につきましては、8月24日火曜日午後2時から、ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホールにおいて開催いたします。

3の開催の趣旨でございますが、さきの大戦において犠牲となられた本市関係の方々を追悼するとともに、御遺族の御労苦に深い敬意を表し、市政発展への決意を新たにすため、後世に戦争の悲惨さを伝え、平和の尊さを再認識していただくことを目的として実施するものでございます。

4の式次第につきましては、記載のとおり予定しております。今年度につきましても、昨年度同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、規模を縮小して開催してまいります。

昨年との変更点といたしましては、新規で⑤の戦後70年記念誌「みたまへのことば」朗読がございます。こちらは水戸市遺族会が戦後70年を記念して発刊した文集の中から、遺族会代表者1名の方に朗読していただくものでございます。

また、昨年は児童、生徒の参加を見送りましたが、今年度につきましては今のところ参加いただくことで進めております。平和の大切さを学ぶために、次第⑥の「わたしたちの平和」作文コンクール受賞者代表による作文朗読として、小中学生の最優秀者各1名、そして、⑦の指名献花において、各市立中学校と義務教育学校から各2名参加していただく予定でございます。

一番下の米印にありますように、出席者につきましては、来賓及び遺族会関係者などとし、自由に参加できる一般参列は行わない予定でございます。出席者の人数としては150名程度の規模になる予定です。

新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、参加者のマスク着用、会場入り口においてサーマルカメラによる検温、手指消毒、間隔を空けた指定着席、いばらきアマビエちゃんへの登録などの取組を徹底してまいります。

市議会議員の皆様におかれましては、後ほど御案内をお送りさせていただきますので、御参列を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○木本委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

ちょっとこの行事とは関係ないかも分かんないですけども、いわゆる戦没者という方の遺族ですね、御兄弟だと戦後70年を過ぎていますからゼロ歳でも70歳になっている。そうすると、この戦没者の遺族というのは、例えば子ども、孫、ひ孫とこう続くものなのか、それとも何か、国のほうで戦没者という対象の定義みたいなのは何かおありになるのか、ちょっと教えていただければありがたいんですが。

○木本委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

戦没者の遺族の範囲ということでございますが、国のほうで戦没者遺族の特別給付金を支給するときの範囲でございますが、3親等内の親族としてございます。ただしちょっと要件がございまして、戦没者が亡くなったときに生存している場合、またはその3親等内においても戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上の生計環境を有した人といったような要件がございまして、必ずしもその3親等内全部が遺族ということではございません。

以上でございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 生計を立てている人ということですか、今の3親等の範囲の中で。兄弟とか何かというのは分かっただけけれども、3番目の説明をちょっとかみ砕いて、申し訳ありません。

○木本委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 再度お答えさせていただきます。

3親等内の親族の場合は、戦没者等の死亡時までに、引き続き1年以上の生計関係があった方に限るということでございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ごめんなさい。3親等の方で1年以上の生計があった方という解釈は一緒に住んでいたということ。3親等というと、子ども、孫までだよ。そうすると、戦没者が戦争が終わって、戦争が終わってから亡くなった方は戦没者と言わないんだよ。そうだよ。そうすると、現在70歳過ぎて、そこに同居していたお孫さんについては戦没者の遺族という定義に当てはまるけれども、それ以降については、戦没者のその遺族という定義には当てはまらないというような考え方でいいですか。はい。

そうしますと、ちょっとこれを聞いて申し訳ないけれども、そういったところを考えたときの、現在の戦没者の遺族の数というのは、どのぐらいの年代まで続くのか、お分かりでしょうか、分からないでしょうか。

○木本委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 お答え申し上げます。

現在、市のほうで把握しておりますのは約1,600世帯で、すみませんがどこまで続くのかというのはちょっとお答えできないんですけども、現在としては1,600世帯になります。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いずれにしても、この日本の戦後を支えて、その戦争中、大変厳しい思いをして、そして、お国のために亡くなった、命をささげた、そういう方たちの冥福を祈ると、そういう祭典ですから、ぜひ市民理解が得られるように、そして、しっかりとその目的意識をね、何か戦没者だから来たよという方も最近はおいでのになるというようなことが見え隠れする。ですから、やっぱり市がやるという重みは、この水戸市の発展のために命をささげて、水戸市の存続のために寄与していただいた、そういう方たちの慰霊をするという祭典ですから、しっかりとその辺の意義も捉えながら、この厳格な、そして戦没者の御霊にささげる、そういう気持ちの祭典ができることを特にお願いしておきたいと思います。大変御苦労さまでございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 すみません。私もちょっと分からないことを単純に聞きたいんですけども。

戦後70年記念誌「みたまへのことば」というのは、どこが作られたものなんでしょうか。

○木本委員長 堀江課長。

○堀江福祉総務課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

水戸市遺族会のほうで作ったものでございます。

○木本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、水戸市子育て支援・多世代交流センター指定管理者の公募について、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、水戸市子育て支援・多世代交流センター指定管理者の公募につきまして、子ども課提出資料により御説明申し上げます。

大町子育て支援・多世代交流センター「わんぱく・みと」及び本町子育て支援・多世代交流センター「はみんぐぱく・みと」につきましては、令和4年3月31日で5年間の指定期間が終了することから、水戸市指定管理者制度の運用基本方針に基づき、令和4年4月1日からの指定に向けて公募を行うものでございます。

まず、1の現在の指定状況でございますが、平成29年4月1日から令和4年3月31日の5年間、「わんぱく・みと」及び「はみんぐ・ぱくみと」の2施設を一括指定としまして、公益社団法人水戸市シルバー人材センターが指定管理者となっております。

次に、2の指定管理者制度導入の効果についてまとめてございます。主なものを御報告いたします。

(1)のサービスの向上についてのうち、アは幅広いニーズにあわせて、多様なイベント、講座を開催いたしました。また、ボランティアによる託児サービス付講座も実施してございます。

ウは保健師、看護師等により子育て相談を日常的に実施することによりまして、利用者の育児ストレスの軽減につながっております。このほか、保育士等の職員も日々の触れ合いの中で、子育てに関するアドバイスを行ってきております。

次に、オでございますが、地域の商店街や公共施設などと連携したイベントを実施いたしまして、まちの活性化に寄与しております。

(2)の施設管理におきましては、日常の点検等によりまして、適正な施設管理が実施されております。

次に、3の指定管理者の次期指定の考え方でございます。

水戸市指定管理者制度の運用基本方針に基づきまして、公募により選定することといたしまして、公募の概要といたしましては、指定期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とし、また施設の範囲につきましては、現在と同様、2施設を一括指定といたします。

裏面を返していただきまして、ウの業務の範囲につきましては、こちらも現在と同様でございますが、施設の維持管理、事業の運営、自主事業などの業務に関することとしております。

エの業務に要する経費につきましては、今回公募する期間、5年間における指定管理料の上限額は税込みで3億8,555万円といたします。毎年度の指定管理料は、市と指定管理者との間で協議し、年度協定において定めることとしております。なお、この上限額の設定の考え方につきましては、直近であります令和3年度の契約額を、人件費と物件費に分けまして、人事院給与勧告及び消費者物価指数の上昇率を見込みまして、1年当たり人件費0.2%、物件費を0.4%上昇と見込み、さらに消費税10%を加算して算出した合計額となっております。

また、大きな物価変動が生じた場合には、指定管理者と市において協議を行うこととしてございます。

2の候補者の選定につきましては、水戸市指定管理者候補者選定委員会におきまして、記載の6項目の観点で審査を行い、指定管理者の候補者を選定することといたします。

アの住民の平等利用の確保につきましては、施設の性格を十分理解し、それに基づいた管理ができていくかについて審査をする項目でございます。

イの施設の効用を最大限に発揮。こちらはサービスの維持向上が図られるかについて審査する項目となっております。

ウの管理に係る経費の縮減。こちらは経費の縮減がどの程度図られるかについて審査をする項目です。

エの管理を安定して行う能力。これは指定管理期間中、安定的な管理を行うことができるかについて審査をする項目でございます。

オの法人等の事務所の所在地。こちらは、法人等の事務所が市内に設置されているか、または設置される予定であるかについて審査をいたします。

カのその他市長等が必要と認める要件。こちらは、市民雇用率、雇用者の賃金について審査をしております。

次に、スケジュールの予定でございます。

7月15日に公募を開始いたしまして、公募期間中に説明会を行い、2か月の期間を設け、9月15日を申請期限といたしまして、その後審査等を行い、10月に選定委員会において公募者の選定、それから12月の市議会定例会に指定管理者の指定及び指定管理料の債務負担行為の原案を提出したいと考えております。議決後、令和4年4月1日から次期の指定管理業務を開始してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○木本委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 すみません。今回5年の指定期間が令和4年に完了するというので、ただ5年前、この現在水戸市シルバー人材センターが指定管理者になったとき、何社というか何団体ぐらい応募があったのか、まずお聞きします。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

現在の2期目の応募団体数は2団体ございました。シルバー人材センターのほかに1団体ございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 はい、分かりました。私も、この子育て支援センターに関しては、近くの住民の方々からいろいろ要望とか伺っているんですが、その中で1点、以前、この子どもさんを預ける託児サービスの利用者の規定の中で、水戸市在住の方、水戸市民の方となっていたのか、水戸市の方しか利用できなくて、子どもさんを嫁ぎ先から実家である水戸に戻って出産して、その後も、また実家に帰って、おじいちゃん、おばあちゃんに面倒を見てもらってという方から、私はこちらに住所がないので預かっていただけないということがありまして、課長さんのほうに相談したときに、そういう市外の方も何とかしていますという御返答をいただいたような経緯がうろ覚えであるんですが、そういう点は水戸のその規約を改正されたのか、現在はどのような形で受け入れていただいているのか、その辺お聞かせいただきたい。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘の事業につきましては一時預かり事業かと思えます。子育て支援事業の一つのメニューで、国の補助、市の補助で運営していただいている部分になりますが、こちらの2施設に限りませんで、民間保育所ですとか、公立の保育施設でも一時預かり事業同様のものを実施しております。その実施の大本の要綱の中で、原則として水戸市の方を対象とするような規定になってございますけれども、委員御指摘の里帰り出産による一時的な水戸市在住の方へのサービスの提供につきましては、運用の中で可能な範囲で実施して差し支えないというようなことで、シルバー人材センターと協議をしながら進めております。大本の規約そのものは変更はございません。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、柴崎課長さんの下でそうやっていただいているということで、運用規定なんですけど、長期的な部分で見ていただいて、改正が必要な部分があればしっかり盛り込んでいただいて、これからも続けていける内容であると思しますので、その辺はしっかり担当課長さんが替わられて、元へ戻っていくということのないような形で、しっかりと形をつくっていただきたいと思えます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 この交流センターについては、現在はこのシルバー人材センターということでやられているということですが、スタート時点は違いましたよね。ちょっと。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「わんぱく・みと」は平成19年度に開設いたしまして、「はみんぐぱく・みと」は24年4月、5年後に開設してございますが、当初は市の直営で「わんぱく・みと」を運営してございました。平成24年度の「はみんぐぱく・みと」の開設にあわせまして、初めて2施設一括で公募により指定管理制度を実施するという事としておりまして、現在が2期目となっております。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 その中で、今現在はシルバー人材センターということですが、シルバー人材センターにおいても、そのものがいろんな事業というか、運営されているということでしょうか。この「はみんぐぱく・みと」あるいは「わんぱく・みと」、これに関しての評価というのは市ではどうですか。このシルバー人材センター。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 御質問にお答えいたします。

シルバー人材センターの指定管理業務におきまして、利用者の満足度は非常に高くございます。毎年、利用者アンケート、各施設100人ずつ実施させていただいておりますけれども、ほとんど95%とか97%は満足しているというような御回答をいただいておりますので、運営につきましては、心の通った子育て世帯との、日々の運営がなされているというふうに理解しております。シルバー人材センターに関しましては、特徴的なのはスタッフのうち、シルバー人材センターの会員が受付業務、あるいは駐車場管理業務を一部担当するような形で、おのずと多世代交流という日々の関わりが生まれているというのが特徴的かなというふうに捉えてございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 これから公募されるということなので、さらなるいろんな点で、よりよい施設の運営ができる場所が選ばれると思うんですけども、ちょっとお聞きしたいのが、最後に、裏面でオのところで、法人等の事務所の所在地ということは、結局、水戸市に事務所がなければ駄目だよという意味を指すのか、あるいは本社はどこでもいいんですけども、水戸市に事務所を構えてくれというような感じですか。中心が水戸ということではなくてもいいのかと。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

公募要項につきましては、7月15日に次期の公募の要項を発出する予定でございますが、現在の状況に関しましては同様でございますけれども、市内に事業所があること、あるいは開設までに事業所を市内に有することという要件で出しております。本社という要件は規定してございません。

○木本委員長 田口委員。大丈夫ですか。

○田口委員 はい。

○木本委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 これ、「わんぱーく・みと」、それから「はみんぐぱーく・みと」、いずれもシルバーセンターの委託でやっているということで、これについては私も当初から関わりがあるので、よく理解をしているつもりですけれども、現在の利用状況、例えば定数に対してどのぐらいの利用状況があるのか。満足度は今、九十数%の人が満足しているというようなお話をされました。大体、預けている人にどうだって聞くと、あまり悪く言う人はいないんだよ、実際は。だから、90%や95%ぐらいの満足度は僕はあって当たり前なのかなと。ただ、このシルバーセンター等、これは保育所に関わるところで、どこもそうなんだけれども、保育士さんの不足ということで、シルバーセンターさんもその保育士の確保については、歴代の所長さんは相当頭を悩めて、そして、かねや太鼓で探しているんだけれどもなかなか見つからなくて、充足率がなかなかうまくいかない、こういうふうなところもお聞きしたり、ほかの保育所でもそういうふうな状況が今あるわけなんです。

人件費等については、先ほど説明があったように0.何%というようなことで、それは認めますよということですが、現在の保育士さんの、給与の上がり方、処遇改善や公定歩合まで含めると、やっぱり四、五万加算されちゃうんですね、一般の保育士さんについては。そうすると、こういうところの加算というのはどんなふうになっているのか、よく分かりませんが、その辺も含めて、その人件費の問題等についてはどうなのかなという疑問が生じているんです。いずれにしても、今の状況をちょっとお知らせいただきたい。

○木本委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

まず利用人数でございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で閉じていた期間がございました、予約制での運用でございますので、令和元年度以前の実績になりますが、1施設当たり年間で約4万5,000人の利用をいただいております。平均値になります。ですので、単純に1人当たりというような数字はなかなか難しいのですが、安定した人数を、利用者数を確保しているかなというふうに考えているところでございます。

また、人件費、保育士の確保に関しましては、確かに欠員が生じた期間もありました、対応に苦慮しているというような相談もシルバー人材センターからいただきながら、運営管理とともに人材確保に努めてきてまいりました。現在のところは欠員はない状況でございますが、勤務体系を1人の人件費を2人でシェアするような形で工夫しながら、保育士の確保などをいただいていると聞いております。

給与につきましては、指定管理委託料の多くの部分を実際には人件費が占めている状況でございますけれども、今回の算定に当たりまして、市の会計年度任用職員の人件費等と比較をさせていただいたんですが、おおむね同水準というふうに試算はしたところでございます。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 市の会計年度任用職員の規定を準用しているということですが、昨今の報道でもあったように、正規職と任用職員の格差があまりにも大きくて、仕事も同じようにされていて云々というような、そういう労働環境の変化があったという報道もあります。

したがって、このせつかくつかった「わんぱーく・みと」等が有効活用されるということが一番大事なんです。その手だてとしては、何はともあれ人員確保以外には僕はないと思うんですね。さらに需要が高まる

とすれば、さらなる人員確保が必要だということがありますので、人件費等については委託後であっても、5年間という長いスパンの中では、社会環境は物すごく変わりますから、ぜひそういったところの柔軟性を持った予算配分、または予算の計上の仕方、これを積極的にやっていただきたい。

それから、万が一、シルバーセンターじゃないところを取った場合に、今、お働きをいただいている職員さんの職業の確保と、こういうこともございますので、その辺については十分配慮した募集、基準、決め方、こういうものをしっかりとやっていただいて、安心して長く働ける職場というところにいい人材が集まってくると思っていますので、ぜひそういったところにも御配慮願いたいというふうに思います。

以上です。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、「令和3年水戸市成人の日式典 in Autumn」の開催について、執行部から説明願います。

湯澤生涯学習課長。

○湯澤生涯学習課長 それでは、「令和3年水戸市成人の日式典 in Autumn」の開催について、教育部生涯学習課提出資料により御説明いたします。

1、趣旨でございますが、令和3年5月5日にアダストリアみとアリーナで開催いたしました令和3年水戸市成人の日式典は、県からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大市町村への指定や、他都道府県との往來の自粛要請等を踏まえ、県内居住の新成人を対象に開催いたしました。そのため、式典への参加自粛を要請いたしました県外居住の新成人を対象に、新しい門出を祝福するとともに、大人としての自覚を促すことを目的に、改めて式典を開催いたします。

2、対象者につきましては、令和3年水戸市成人の日式典対象者2,631人のうち、令和3年5月5日時点で県外に居住していた者で、参加希望者には事前に参加申込みをお願いするものです。

3、日時につきましては、令和3年11月6日土曜日14時からで、申込人数によっては2部制等を採用します。2部制の場合には12時30分及び15時開始といたします。

4、会場は水戸芸術館コンサートホールATMで、5、内容につきましては記載の内容を予定しております。

6、周知方法でございますが、市ホームページや広報みと等に案内を掲載するとともに、各学校、各クラスの連絡網により、新成人へ周知してまいります。

7、今後のスケジュールでございますが、7月9日、本日から8月27日まで参加申込みを受付いたします。その後、10月上旬に参加希望者に入場券を発送いたします。

8、その他ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、参加者のマスク着用、受付における検温、手指消毒、間隔を空けた着席方式、会場内での大きな声での発声自粛要請、いばらきアマピエちゃんへの登録などの取組を徹底いたします。

9、参考事項といたしまして、5月5日開催の成人の日式典には1,073人の参加がございました。

説明は以上でございます。

○木本委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 大体どのぐらい来るだろうと見込んでいるのかというのが一つ聞きたいのと、成人式の子どもたちっているところに出ている子が地元にいる子と会えるのがうれしいんだと思うんだけど、外の子だけ集める成人式の意味合いついていうか、地元の子たちが、結局それをきっかけに集まるのかどうか分からないんですけども、その辺のことをどういう考え方でいらっしゃるのか。

○木本委員長 湯澤課長。

○湯澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えします。

今回対象者につきましては、令和3年5月5日時点で県外に居住していた新成人としております。人数につきましては、例年の成人式では対象者の約8割程度の出席で2,000人程度が出席しております。5月の際に約1,000人の参加がありましたので、例年であれば残り1,000人の参加が見込まれますが、実際にはそのうち何人が県外居住者なのか、きちんとした数字を押さえられないのが現状でございます。そのため事前に申込みをしていただき人数を把握した上で、準備を進めてまいりたいと考えております。

それと、県内の居住者についてでございますが、5月5日の成人式につきましては県内居住者を対象として成人式を開催いたしました。そのため今回は、5月5日の成人式に参加自粛を要請いたしました県外居住者の新成人を対象に、新成人のお祝いをするものでございますので、県内居住者の新成人には申し訳ないんですが対象外と考えております。

以上でございます。

○木本委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。受付してみないと分からないということですか。

もう一つ、成人の日式典実行委員会はこの間やった子たちがそのまま引き継いでやるということですか。

○木本委員長 湯澤課長。

○湯澤生涯学習課長 ただいまの御質問でございますが、成人の日式典実行委員会につきましては、5月5日に担当していただきました実行委員会の委員の皆さんに引き続きこの日までお願いしているものでございます。

○木本委員長 よろしいですか。

黒木委員。

○黒木委員 5月5日に成人式をやっていただいて本当にありがたいと思っております。大変な中での開催、県内市町村を見ても中止になったところがある中で、水戸市がやっていただいたということに本当に感謝いたします。私の息子も成人式に出席しまして、非常に喜んでいました。

今回、県外の方ということで、私のもとにも、何でうちの子は茨城県から外へ出ていて出席できないのという意見も伺ってました。また開催することに反対の意見もありました。両方ある中でやっぱり開催していただいた、出席した子どもさんは非常に喜んでおりますので、またこの日、11月6日に関しましても、人数は少なくなるかとは思いますが、ぜひとも喜んでいただける記念に残る成人式を無事故でやっていただきたいと思っております。要望です。

○木本委員長 答弁はよろしいですか。

その他ございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 対象者が、今まで従来どおりだと1,000人来るとのことだけれども、11月6日までに水戸市の状況がどういふふうな状況になるか分からないよね、これね。会場の制限が1人おき、2分の1になるのかわからないですが、そういうふうな中で2部制、3部制も辞さないよと、こういうことで、そのやり方としてはもうベターだというふうに思うんです。

ただ、やっぱり一堂に会すという、例えば、帰省してこっちへ帰ってきた子どもたちは、みんなに会うのを楽しみに来るのかなと。ですから、会場でお会いしていただいて解散してもらったほうが本当はありがたい。どこかにたむろしちゃうと、またいろんな問題が起きちゃって、そういうふうな流れの中では、できれば、それまでに大きな会場等でも見つければ、そういうところで1回で済ませていただいて、できるだけ、いわゆる、今のコロナウイルスの状況の影響がないように、そういうふうなやり方も一つ視野の中に入れていただいて、どっちみち、2部、3部に分けるにしても、あなたは12時半からですよ、あなたは15時からですよという案内は出すんでしょうから、そのときにある程度、整理ができるような状況があれば、ぜひお願いしたいと。11月6日に平穏な日が来ていることを心から願っています。頑張ってください。

○木本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いします。

黒木委員。

○黒木委員 すみません。コロナのワクチン接種についてお伺いいたします。

水戸市の大規模接種会場が7月1日に始まりまして、私もお伺いさせていただきました。物すごい手厚い体制を取っていただいて、スムーズな流れの中でやっていただいているということに、当日、土井所長さんも会場に来られたり、副市長さんもお二人とも来られたり、本当に皆さん総出でスタートしていただいたということに非常に感謝しております。

その上でまずお伺いしたいのですが、現在までの水戸市の接種の数、打った数、または接種率についてお応えいただければと。

○木本委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの黒木委員の質問についてお答えさせていただきます。

水戸市における現在の接種率でございますが、こちら正確な数字は国のほうで使用しておりますVRSという機械に入っている登録数のほうを今から御説明させていただければと思います。

7月1日時点のVRSの数値でございますが、水戸市民合計で1回目接種済みが5万6,055人、こちら全体の対象人数から率を計算しますと24.81%となっております。

続きまして、2回目接種済みが1万9,686人、こちら全体で8.71%の接種率となっております。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 ありがとうございます。

国からのワクチンの供給が遅れるというような状況の中で、国内全体として報道でもされておりますけれども、なかなか接種が予定どおりに進まない。ワクチンの供給が遅れているということが課題になっておりますけれども、水戸市においては、今度7月15日から45歳から49歳の市民の方へクーポン券を発送するという御連絡いただいております。

そういう中で、ワクチンの量なんですけれども、7月7日付の厚労省の予防接種室からこの配分に関する状況の通達が出ておまして、水戸市においては7月は30箱届くというような通達書類を見せていただきました。また8月は32箱、また9月はそれと同等数の箱数が届くということで報道があったんですが、この部分について、ちょっと情報を確認させていただくのが1点。

もう一つは、ワクチンの在庫ですね。水戸市は在庫というのを、かなりの数を持っているのかという部分をお伺いしたいと思います。

○木本委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの質問について御説明させていただきます。

ワクチンの配分でございますが、こちら今、国のほうで示していただいているワクチンの配分は、7月は2つのクールともう一つ特別枠ということでお話を伺っております。まず、7月につきましては、今、国のそもそものワクチン配分自体は2週間を1クールと計算しておまして、月に2クルールの配分という形になってございます。7月の2クール、7月5日の週と12日の週、こちらを第9クールと呼んでおりますが、こちらが16箱、あわせまして7月16日、26日の週につきましては、こちらを第10クールと呼んでおりますが、こちら16箱という状況でございます。委員から御指摘あったとおり、8月についても同様の数字を示されると聞いているところでございます。

また、特別枠ということで14箱という箱数がございます。こちら、大規模接種会場におきましてモデルナからファイザー製のワクチンへ変更という形で、今調整しているところでございます。もともと水戸市におきましても、国に申請させていただきまして、モデルナ仕様というお話をさせていただいたところですが、河野大臣の会見もありましたとおり、ちょっとモデルナの配給が来ないということで、ファイザーのほうに切り替えるというお話をいただいております。そのため、国のほうでファイザーに切り替えるのに14箱、こちらが届くという形になってございます。こちら7月26日の週に14箱届くというところです。ですので、多分、先ほどの30箱というお答えは16箱と14箱を足しての30箱という形になっているかと思えます。

また、ワクチンの在庫数でございますが、こちらについては、基本型と言われる直接病院さんに配送されているワクチン量もでございますので、正確な数字が把握できていないというところがございますが、大体推定でいきますと現在4万回分ぐらいは、まだ今現在はあるのかなと。ただ、1週間平均ですけれども、今1日当たり水戸市で2,600回ぐらい打てるような計算で対応しておりますので、潤沢に在庫があるという状況ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

国のほうの、厚労省のほうはこのVRSを基準にして、ここに登録された使用済みのワクチン数によって、この配分の基本計画を今後とも考えていくということではなっていますが、この接種した登録実施件数がしっかりと早く上がっていかないと、このワクチンの箱が届くのが、国のほうで制限される可能性があるというふうに、この文書では読めるんですけども。その部分はしっかりと、このVRSへの確実な登録が必要と思うんですが、どのようにお考えですか。

○木本委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの質問について回答させていただきます。

委員御指摘のとおり、今、国のほうの接種回数の把握についてはVRS、こちらに登録されている回数で接種回数を把握して、今後のワクチンの供給量を算定していくというお話でございます。水戸市におきましても、今個別接種を119か所の医療機関で行っております。また大規模接種や集団接種、こちらのほうでも接種のほうを行っている状況でございます。VRSにつきましては、水戸市としてやっている集団接種につきましては、株式会社JTBのほうに委託しておりますので、JTBのほうでVRSのほうに入力を行っているところでございます。

また、医療機関の関係者の方々や高齢者施設の方々、こういった方々につきましては、もともと接種券を発送していなかったわけではございますが、こちらの方々には接種券付予診票というものが市のほうに戻ってきておまして、そちらの登録は全て済んでいるような状況でございます。また、各医療機関につきましては、医師会を通しましてVRSへの入力の即日、または翌日ということで、なるべくお早めに入力するような呼びかけのほうを行っている状況でございます。現在、考え方としては、水戸市としてVRSへの登録が遅れているというところはないのかなと考えているような状況でございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 そうしますと、9月までのワクチンの届く箱数というのが大体見えてきているんですが、国で言っていた11月に希望者全員の接種を終えるという、こういう目標に対して、水戸市はそれはできますよとか、それはちょっと今のこの箱数では難しいとか、その辺はどのようなお考えですか。

○木本委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

接種の完了時期でございますが、先日の議会で市長のほうで答弁させていただいた11月完了を見込んでいたというお話があったかと思えます。委員御指摘のとおり、ただそもそもの前提が、水戸市として接種体制を築いた全てのワクチンが届く前提で11月という回答をさせていただいているのは間違いのないところでございます。

今後の供給量、これ正直、今、正確に把握させていただいているのはあくまで次の分、国のほうでお示しさせていただいている分しか正確性はございませんので、こちらの供給量の変化によって、どうしても接種の

完了時期というものが変わってくるおそれがあるのかなと考えてはございます。

ただ、どうしても供給量の見通しが立たない以上は、いつまでというのはなかなかお答えできないところではございますが、国や県と連携のほうを図りながら、市としましては11月完了に向けて最大限の努力をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 これは水戸市は一生懸命やっただけなので、あとは国のほうの供給量の混乱の問題であると思いますので、何とか頑張っていたきたいと思っております。

そして、ちょっと最後になりますが、本会議でも今回代表質問をさせていただいたんですけども、ワクチンを接種しようとする方に対する情報ですね。今、基本的にはホームページ上の情報が一番新しく、どんどん更新されていますけれども、申し訳ないんですけども、この情報が非常に分かりづらくて、水戸市の市報だとちょっと情報がもう以前の情報なので、例えば、この7月15日にクーポン券を発送します、予約できますよということに関しましても、市報ではちょっとタイムラグがあって違う内容になっていたりとか、ホームページにおける分かりづらさ。何度も何度もクリックしていろんなところに飛んでいながら、私はかなりホームページ等、ネットが見られるほうだと思うんですけども、それでもなかなか見たいところに飛んでいけない。水戸市のホームページから茨城県の接種のところへ飛ぼうと思っても飛んでいけない。小さなここへというところの3文字のところをクリックしなきゃいけないとか、これ、恐らく一般市民の方には難しいホームページになっていると思います。これは、どこが対応するのか、今、保健医療部のほうが人手が大変な状況の中で、大変な御苦労の中でやられているので、あのとき本会議でも申し上げたのは、他の部でそういうことができる部署があるのであれば、しっかりフォローしていただきたいと申し上げたんですが、今日、副市長さんもいらっしゃいますし、この部分については、40代の方も含めて、40代、30代、20代の方と、これから多くの方々がどんどんホームページにアクセスしていくときに、今のホームページだとちょっと弱いなという部分がございますので、この部分をしっかり誰でも情報に入っていけると、誰でも予約できるという体制というのは必要じゃないかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○木本委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

委員御指摘のとおり、今ワクチンの情報につきましては、もう日々変わっているような状況でございます。どうしても広報のほうに、紙ベースで出させていただきますと、次の日にはもう変わっているという状況が今現在ございます。

なので、御指摘のとおり、基本的にはホームページのほうでなるべく随時更新はしているところでございますが、分かりづらいという御指摘は非常に分かる場所もございますので、関係各課と連携のほうを図りながら、なるべく市民の皆様が分かりやすいホームページ、こちらの作成に努めていきたいと考えております。

また、LINEやツイッターなどのSNS、こちらも現在も活用しておりますが、さらなる活用を目指しまして、なるべく正確な情報を随時リアルタイムで発信できるような体制、関係各課と連携してやっていき

たいと思います。よろしくお願いたします。

○木本委員長 黒木委員。

○黒木委員 本会議で代表質問をしても、市長の答弁でそういう答弁があったんですが、保健医療部の課長さん、大岡課長さんにしても、この部はもう目いっぱいなので、きちっとしていただいて、今日、副市長さんいらっしゃるので、副市長、市長答弁ではやっていきますという答弁であったと思いますけれども、それはどうなんですか。部をまたいでという、そういうお考えは答弁ではあったんですけれども。

○木本委員長 誰が答弁しますか。

大曾根保健医療部長。

○大曾根保健医療部長 御指摘のとおり、情報発信は非常に大事です。それで応援体制、様々な部署から応援していただきまして、広報部門も強化を図っております。もちろん保健所の中の広報体制の充実強化という部分のほかに、みとの魅力発信課と常に情報を共有しております。ただ、御指摘のとおり、いろいろな面で情報も激しく変化していく中で、一刻も早い、そして正確な情報で分かりやすい情報というのがやはり大事だと思いますので、より一層、みとの魅力発信課とも連携を取りまして、全庁的に対応をしまいたいと思います。

○木本委員長 ほかに。

袴塚委員。

○袴塚委員 今の広報と予約の件なただけでも、今この時期だから、水戸市のホームページを開かなくても、水戸市コロナとか、そういうキーワードを打ち込めば、すぐ水戸市の状況がわかる、昨日の状況でいいと思うんです。今言っているのは、なかなかそこまで行かないよと。だから、この時期なんで、キーワードを入れれば、特別に水戸市のコロナ情報とか、現在の接種状況、現在のワクチンの状況、そういったものが一望できると。そういうふうな形を取っていただくと、逆に僕は分かりやすいと思う。僕も実は7月3日に大規模接種で見川に行って、課長さんが頑張っておられる姿を見てきて、私も打ってきました。応分の、後に引きずる腕が痛いとかそういうのはありましたけれども、しかし、その予約をするのについても、予約の場所まで行くのが容易じゃないんです、予約の場所まで行くのが。

だから、できれば副市長、これあと二、三か月のところだから。今の19歳から四十何歳までの人が、ある程度の予約状況ができて打ち終われば、今の状況だと約70%ぐらいの効果があるよと。発症率40%ぐらいまでは抑え込めるんじゃないかと。そこまで行けば、パンデミックも抑えられて、経済活動も、ある程度までは認められるんじゃないかと、もうそういう状況まで分かっているわけですから、一過性のところなんで、今、気合を入れてそういうふうなやり方というのはできないのかどうか。

みとの魅力発信課に言ったって、行政の組織というのは横の組織は全くもろいんだよ。縦の組織はしっかりしているのは間違いない。だけれども、全庁横断的になると全く、それは言葉のあやの話であって、現実にはできない話なんです。だから、そういうことを副市長さんが先頭に立って、そういうふうな特別のキーワードをやれば、もう水戸市のコロナ情報が全部出てくるよと、こういうふうな形というのはできないんですか、やる気がないのですか。

○木本委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 袴塚委員と黒木委員の御質問にあわせてお答えしたいと思います。

今回のコロナのワクチンの対応につきましては、日々その情報が変わっているというお話もありましたけれども、毎週のように、市長、私、または保健所、あとはみとの魅力発信課の所管の市長公室長が入って、毎週土日どちらか2時間ぐらい打合せをして情報共有と、あとはその都度、直してほしい情報とかを、みとの魅力発信課のほうにお願いするように努力はしておりますけれども、ワクチン接種のお話もなかなか接種のページに行けないとか、そういう問題があったので、一番上に来るようにすぐに直してもらったりというのは、その都度はしているんですけども、なかなか一般の方の検索のレベルもございましょうし、全ての人の望みをかなえることは非常に難しい状況にはあるのかもしれませんが、それについては最大限、横の連携がちょっともろいという御指摘もございましたけれども、打合せのときにも必ず関係部長なり関係課長が入って、市長とともに打合せをしているいろいろな改善を図ってやるようにしておりますので、そういった検索が容易になるやり方とか、必要な情報がタイムリーに出てくるようなやり方についても、その都度になってしまうんですが、一般の方がより分かりやすく情報を取れるように、それは再度、みとの魅力発信課、市長公室長のほうともよく調整をしてやっていきたいと思っております。いろいろ御不便をおかけするかと思うんですけども、その辺につきましてはタイムリーにいかない面もございしますが、御容赦をいただきながら、私どもも頑張っていきたいというふうに思います。すみませんでした。

○木本委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 副市長が今答弁したので、これ以上、答弁は求めませんが、要は、その検索の熟度の問題も確かにあるかも分からない。ただ、やっぱり水戸市コロナというのは誰でも入れられると思うんです。そういうふうなキーワードを入れれば、もうそれが出てくるよというのは簡単にソフトでできるはず。そういうものをやっぱりきちんとして、そして、ある程度の人はずっと検索すれば自動的に見られる、もしくは情報が共有できる、こういうふうなこと。紙ベースだと、どこに配るの、どうやって配るのという話になっちゃうので、やっぱりそれはインターネットとかという話しかないと思うんですね。LINEなんかもやっているわけですから、そういうことも含めてしっかりとした対応をしていただいて、ここ数か月ですから、副市長。幾ら逆立ちしたって、あとは新型コロナウイルスの進化状況に備えて、今のインフルエンザの予防接種と同じように、予防接種の薬剤をどうやって進化させていくかというところにしかいかなないんだよ、これ。だから、やっぱり1回封じ込んで発症率を抑える。そして、新たな進化に備えた新しいワクチンの開発を、さらに進めてもらうと、そして、それを打つ。

いずれにしても、これワクチンの接種については、コロナワクチンとインフルエンザのワクチンが混合になるのか、別々になるのか、これ将来の問題としてまだあると思うんです。いずれにしても、そういうふうな状況になるわけですから、今のところ、ぜひもういろんな形を取って、市民理解が得られるように頑張っていたきたいというふうに思っています。

○木本委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 ちょっと確認させていただきたいんですけども。

先ほど黒木委員のほうから接種率の話がございました。今、65歳ということで区切ってスタートしたわ

けですけれども、もうその下の年齢が受付開始されているということでありますので、65歳以上の方の予約率、接種率は大体さっきのとおり出ましたけれども、65歳以上の方というのは任意ですから、必ずやらなくてはならないということではないと思うので、どのぐらい、何割の方が予約をしたのか、それをちょっと確認したい。

○木本委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

65歳以上の方の予約率でございますが、約82%の方の予約が済んでいるような状況でございます。

○木本委員長 田口委員。

○田口委員 大変よいことだと思うんですけれどもね。当初、何か3割ぐらいはどうかなんていうお話もございましたけれども、市ではないにせよ、国全体の話では。

それと、非常に今、新聞等でも報道されている中で、結構無駄にされているんですよね、ミスのなものがあったりして。それでいつも疑問に思っていたんですけれども、このワクチンって1本幾らするんですか。それと、インフルエンザのワクチンというのは接種料はあるけれども、1回の接種に対しては幾らになっているんですか、これ。国から来ているんでしょうけれども。それとちょっと聞きたいなと思ったんです。

○木本委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、ワクチンが幾らかということにつきましては、これは国のほうで非公表ということですので、こちらでは一切把握ができていないような状況でございます。

また、1回接種の費用でございますが、こちら国で定めているのが1回接種当たり2,070円という計算でやっているというところでございます。

以上でございます。

○木本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

コロナ情報について、何か執行部から追加の、補足の御説明は、委員会のほうによろしいですか、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 では、ないようですので、この件について終わります。

次に、この際、水戸市予防接種対策審議会委員の選出についてを議題とします。

お手元に当委員会の各種役員の一覧表を配布いたしましたので御確認願います。

本件につきましては、市議会議員から2名の委員を選出することになっておりますが、さきの代表者会議におきまして、当委員会から選出することに決定しております。

それでは、ただいまから選出を行いたいと思いますが、どのような方法で行うか、御意見等がございましたらお願いいたします。

田口委員。

○田口委員 この予防接種対策審議会委員というのは、以前はあったけれども、そういう事情によって最近

は選出しなかったということをおっしゃっていましたよね。前回設置したときに、委員長、副委員長がなったとか、あとは委員から選出しているのかということをお聞きしたい、もし分かれば教えていただきたい。

○木本委員長 今までは文教福祉委員会から2名選出していました。なので、代表者会議においても慣例に沿って文教福祉委員会から2名を選出すると。

○田口委員 委員長、副委員長が入ったことはない。

○木本委員長 その都度、恐らく委員会で諮って、正副委員長の場合もありますし、もしくは委員の場合もあるし、その都度諮っていたと思います、それは。決して、正副の充て職ではないと思いますが。

袴塚委員。

○袴塚委員 取りあえず、これまでやってきて、この予防接種対策審議会については当分その会議がないよというようなことで、一時、選任をやめていたということでもありますけれども、今回この感染症も含めて、そういう需要が出てきて、恐らくその配分があったんでしょう。したがって、委員の中から希望を取っていただいて、そして、かぶる場合もあると思うんですよね。これが5人全員がみんな手を挙げるのかどうかは別ですけども、その場合に、委員長さん、副委員長さんの中で御調整をいただいて、そして、委員長さん、副委員長さんにお任せして決定すると。2名以内しか手を挙げなければ、この場で決定させていただくと、こういうことではいかがなものかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○木本委員長 今、袴塚委員からありましたとおり、まず、そもそも希望される方いらっしゃいますか。

袴塚委員、黒木委員。

以上でよろしいですか。

じゃ、そういうことでよろしいですね。

それでは、今、ここにありましたとおり、2名の希望者がいればそれで決まりということなので、それ以上いる場合は正副委員長で調整しますけれども、いない場合にはそれで決定となりますので、袴塚委員ないし黒木委員が水戸市予防接種対策審議会委員に選出されました。

それでは、本件については終わります。

次に、次回の委員会についてでございますが、次回の委員会は7月12日午前10時に開会し、所管施設視察を行いたいと思いますので御了承願います。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時47分 散会